

## 令和3年度第1回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

### 1 日時：

令和3年7月14日（水） 14時00分～16時59分

### 2 場所：

千葉市教育委員会事務局 教育委員会室  
（千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階）

### 3 出席者：

#### （1）委員

近藤葉子委員（会長）、宮野モモ子委員（副会長）、伊藤孝明委員、中野智輔委員

#### （2）事務局

ア 教育総務部

香取部長

イ 生涯学習部

佐々木部長

ウ 総務課 山口課長、志賀課長補佐、猪飼総務班主査、松元主任主事

生涯学習振興課

小倉課長、石田統括管理主事、土肥課長補佐、佐宗管理主事

### 4 議題：

（1）会長及び副会長の選任について

（2）千葉市科学館における指定管理者の施設管理に係る年度評価及び総合評価について

（3）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について

### 5 議事の概要：

（1）会長及び副会長の選任について

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市条例第7号）第9条第2項の規定により、委員の互選により、近藤委員を会長に、宮野委員を副会長に、それぞれ選任した。

（2）千葉市科学館における指定管理者の指定管理に係る年度評価及び総合評価について

千葉市科学館の指定管理者の施設管理に係る年度評価及び総合評価について、事務局から説明があり、審議。後日、審議の内容を基に事務局が答申案をまとめ、各委員の意見を聴取した上で、会長の承認を経て本委員会の答申とすることとした。

（3）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について

千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について、事務局から案の説明があり、審議。募集要項等については、事務局が各委員から示された

意見にしたがって修正案を作成して各委員に示し、各委員の意見を踏まえて事務局がさらに修正したものを会長が承認し、それをもって委員会の決定とする旨を決定した。

また、併せて次の事項を決定・確認した。

ア 応募者のヒアリングを実施すること。

イ 応募者が1団体だった場合の採点方法については、複数の団体から応募があったときと同様に採点し、失格となる事項がない場合は指定管理予定候補者として適正とすること。

## 6 会議経過：

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます教育委員会総務課課長補佐の志賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして教育総務部長の香取よりご挨拶申し上げます。

○香取教育総務部長 改めまして、教育総務部長の香取と申します。

お聞き苦しいとは思いますが、マスクをつけたままご挨拶させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様には千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会にご出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

本市では、指定管理者の選定過程の一層の公平性や透明性を確保していくために、平成22年3月に千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例を定め、財務や法務の専門家の先生や学識経験者の皆様によって構成されます当委員会を設置したところでございます。

千葉市教育委員会では、所管する施設のうち千葉市生涯学習センター、千葉市科学館、公民館につきまして指定管理者制度を導入してございます。

昨年度は、委員の皆様のご協議によりまして、当選定委員会におきまして選定していただいた結果に基づき、千葉市生涯学習センターの指定管理者を選定することができ、また、管理者の行いました施設管理につきまして、適正な評価をしていただくとともに、有用なご意見・ご提案をいただきました。心から感謝を申し上げます。

本日は、千葉市科学館に係ります年度評価と総合評価及び同施設に係ります募集要項・管理運営の基準・選定基準についてご審議をお願いするものでございます。委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○司会 続きまして、委員のご紹介に入らせていただきます。

お手元の資料を1枚お取りいただきまして、委員名簿をご覧ください。表の順にご紹介させていただきます。

まず、公認会計士でいらっしゃいます伊藤孝明委員。

- 伊藤委員 よろしくお願ひいたします。
- 司会 元社会教育委員の近藤葉子委員。
- 近藤委員 よろしくお願ひいたします。
- 司会 弁護士でいらっしゃいます中野智輔委員。
- 中野委員 よろしくお願ひします。
- 司会 そして、元放送大学千葉学習センター長の宮野モモ子委員。
- 宮野委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 ありがとうございます。

なお、表の一番上に記載されております敬愛大学経済学部経営学科教授の栗屋仁美委員でいらっしゃいますが、本日は体調の都合によりご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、もう一度、一番上の会議次第に記載しております一覧により、資料の確認をお願いいたします。配付している資料は、ただいまご覧いただきました名簿、そして資料の1-1から3までになります。よろしいでしょうか。

それでは、会議を開催させていただきます。

過半数の委員がご出席いただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

次に会長が決定するまでの間、教育総務部長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 司会 ありがとうございます。それでは、香取教育総務部長、議事進行をお願いいたします。
- 仮議長 ただいまご承認いただきましたので、仮議長としまして、会議の進行を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、議事に入ります前に、会議の非公開について事務局から説明がございます。

- 山口総務課長 総務課長の山口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。  
本日審議いただく議題のうち、「(3) 千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について」でございますけれども、千葉市情報公開条例第7条第5号に規定しております審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとして、不開示情報に当たりますことから、千葉市情報公開条例第25条ただし書き及び千葉市情報公開条例施行規則第12条第1項の規定に基づきまして、会議を非公開としたいと考えております。

- 仮議長 委員の皆様、今の説明のとおりということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 仮議長 それでは、議題の「(3) 千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について」を非公開とさせていただきます。それ以外の議題につきましては、市の情報公開条例第25条の規定に基づきまして公開となりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

議題の「(1) 会長及び副会長の選任」を行いたいと思います。

会長の役割といたしましては、本委員会の議長を務めていただくほか、会議の招集等、会を代表していただきます。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理していただく役割でございます。

なお、会長及び副会長の役職の任期につきましては、各年度末までとさせていただきます。

資料1-1「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」の3ページ、第9条第2項をご覧くださいと思います。

こちらに会長及び副会長につきましては委員の皆様のご互選により選出することとなっておりますが、どなたか立候補または推薦等をされる方はいらっしゃいますでしょうか。

○宮野委員 よろしいでございますでしょうか。会長でいらっしゃいますけれども、昨年も会長でいらっしゃいましたので、近藤委員に引き続きお願いしてはいかがかと思っております。また、副会長につきましては、会長が推薦をしていただくという事でいかがでございますでしょうか。

○仮議長 ありがとうございます。ただいま、会長には近藤委員を、副会長は会長が推薦するとのご意見をいただきました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長 委員の皆様からご賛同をいただきましたので、近藤委員、よろしいでしょうか。

○近藤委員 はい。

○仮議長 よろしくお願いいたします。

それでは、会長につきましては近藤委員に決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選出です。近藤会長から推薦させていただきます。お願いいたします。

○近藤委員 それでは推薦をさせていただきます。

副会長は宮野委員にお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○仮議長 皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長 宮野委員さん、よろしいでしょうか。

○宮野委員 よろしくお願いいたします。

○仮議長 よろしく申し上げます。

それでは、副会長は、宮野委員に決定させていただきます。

会長、副会長が選任されましたので、これまで仮議長を務めさせていただきましたが、ここで議長を近藤会長と交代したいと思います。

それでは、進行は一旦司会にお返しします。

○司会 会長、副会長が選出されましたので、今年度ご審議いただく案件等について会長へ諮問をさせていただきたいと存じます。

香取教育総務部長、よろしくお願ひいたします。

〔諮問書手交〕

○司会 これ以降の議事進行につきまして、近藤会長、宜しくお願ひいたします。

○近藤会長 それでは、次の審議に入ります前に、本日のこの後の流れについて、事務局からご説明をお願ひいたします。

○山口総務課長 それでは、議事の流れについてご説明させていただきます。

本日は、次第にございますとおり、千葉市科学館の年度評価及び総合評価並びに同施設に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準についてご審議をお願ひいたします。

年度評価は、今後の管理運営をより適正に行うため、各年度終了後に市が履行を確認し、それを選定評価委員会に報告するとともに、委員の皆様からご意見を伺うものでございます。

総合評価につきましては、指定管理の最終年度において現指定管理者の業務を総括し、制度導入の効果、課題や問題点、サービス向上に向けた取組みなどをその後の施設の管理運営の在り方の検討や次期指定管理者の選定等に活用するものでございます。

まず初めに、「議題（２）千葉市科学館における年度評価及び総合評価について」ですけれども、施設の所管課である生涯学習振興課から、施設の評価に係る資料について説明をさせていただきます。次に、委員の皆様からご質疑とともに管理運営状況や財務状況の確認、サービス向上や業務効率化の方策などについてご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その後、いただきましたご意見を取りまとめ、最終的には選定評価委員会の答申としていただくこととなります。

次に、「（３）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について」でございますが、今年度は千葉市科学館の指定管理の最終年度に当たりますことから、次期指定管理者の公募選定の手続きに先立ち、所管課である生涯学習振興課から事務局案について説明させていただき、その後、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

なお、募集要項・管理運営の基準・選定基準につきましては、本来であれば総合評価における委員の皆様からのご意見を反映させた上で事務局案をお示しすべきところでございますが、本日は評価と同日のご審議ということでお願ひしていただきますことから、本日お示しする事務局案につきまして、議題（２）の総合評価に対して委員の皆様からいただいたご意見を議題（３）の審議におけるご意見と併せて反映させていただいた上で、選定評価委員会としての決定をいただきたいと存じます。また、必要に応じ、議題（３）の審議に入ります前に事務局案を修正させていただく場合もございますので、どうぞご了承ください。

以上でございます。

○近藤会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。

議題「(2) 千葉市科学館における指定管理者の施設管理に係る年度評価及び総合評価について」に関し、事務局から説明をお願いします。

○佐々木生涯学習部長 生涯学習部長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って、またマスクをつけたまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、千葉市科学館の評価につきまして説明をさせていただきます。

最初に、千葉市科学館関係資料(1)の「資料1 指定管理者年度評価シート(令和2年度)」に沿って説明をさせていただきます。

「1 公の施設の基本情報」はご覧のとおりでございます。成果指標と数値目標は各番号が対応してございまして、「①入館者数」は40万人を、「②利用者アンケートにおける利用者満足度」は97%を、「③市内小学校団体利用の割合」は100%を設定しております。

続きまして、「2 指定管理者の基本情報」についてですが、指定管理者名はコングレ・東急コミュニティー共同事業体、指定期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間となっております。

次に、「3 管理運営の成果・実績」の「(1) 成果指標に係る数値目標の達成状況」ですが、入館者数は40万人に対して51万1,700人、利用者満足度は97%に対して98%と、指定管理者が市の目標を上回って設定しております。

また、3月から5月いっぱいまでの間は、新型コロナウイルス感染症防止のため休館といたしました。

1つ目の入館者数は、目標の51万1,700人に対して15万874人で、3月から5月までの休館の影響で達成率は29.5%でございました。

2つ目の利用者アンケートにおける利用者満足度は、目標の98%に対し達成率100.3%で、市の目標の97%も上回りました。

3つ目の市内小学校団体利用の割合は3月から5月までの休館の影響により、達成率は41.8%でした。

成果指標とは別に、科学館の利用状況を示すその他の指標といたしまして、プラネタリウム稼働率を設定しております。稼働率とは、投影1回につきどのくらい席が埋まったかという指標でございます。令和2年度の実績は43.3%で、令和元年度の27.4%から15.9ポイント上回りました。

続きまして、2ページでございます。

「4 収支状況」でございます。

「(1) 必須業務収支状況」についてですが、令和2年度の収入は、実績の合計が4億5,402万4,000円で、計画比で6,119万2,000円の減となっております。主な原因といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大による休館と開館時間の短縮により利用者数とミュージアムショップの売上げが計画より減ったことによるものです。

次に、支出は、実績の合計が4億4,648万7,000円で、計画比で5,161万9,000円の減となっております。主な原因は、同様に休館・時短の影響で、委託費及び事務費、管理費の減によるものです。

3ページをお願いいたします。

「(2) 自主事業収支状況」ですが、収入が110万8,000円、千葉キッズサイエンストークや大人のためのクラシックコンサート、フィールアロマなどの事業で、支出が31万6,000円となりました。

「(3) 収支状況」は、収支は832万9,000円の黒字となっております。

次に、「5 管理運営状況の評価」の「(1) 管理運営による成果・実績」につきましては、先ほどご説明いたしました成果指標の目標達成状況を「【評価の内容】」に照らし合わせ、入館者数と市内小学校団体利用の割合の評価はEとなっておりますが、これはコロナ対策の休館や開館時間の短縮などにより、活動そのものが中止になった影響によるものです。したがって、通常の営業時の評価とは大きく異なっているものと考えております。

4ページをご覧ください。

「(2) 市の施設管理経費縮減への寄与」についてですが、施設の適正な管理を確保するために行った新型コロナウイルスの影響による施設運営協力等支援金2,143万6,000円を除きますと、3億9,910万円で、指定管理料実績が指定管理料選定時の提案額と変わりませんでしたので、評価の内容と照らし合わせ、評価はCとなっております。

続きまして、「(3) 管理運営の履行状況」についてですが、指定管理者と市がAからEの5段階でそれぞれ評価を行っております。自己評価につきましては、5ページの「【評価の内容】」と照らし合わせまして、また市の評価につきましては、「資料2 指定管理者モニタリングレポート(令和2年度)」に基づきまして評価をしております。モニタリングレポートの詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

「資料3 指定管理者年度評価シート補足資料(令和2年度)」をお願いいたします。こちらは、モニタリング項目ごとに算出した点数平均値を、「資料1 1 評価の目安(年度評価シート)」に当てはめて評価をした結果となります。

評価の目安をご覧くださいますと、評価の目安、それから平均値の算出、総括評価の目安、こちらに従いまして、例えば評価の目安であれば、確認結果が○であれば点数は0点、「②平均値の算出」ですと、例えば目安のところ、平均値が0.5を超えて0.5未満であれば評価はCとする、このような評価の基準に基づきまして点数化をして、AからEの評価をしたというところでございます。

恐れ入りますが、「資料1 指定管理者年度評価シート(令和2年度)」の4ページをお願いいたします。

評価のCが概ね管理運営の基準・事業計画等に定める水準どおりに管理運営が行われていたと評価するものでございまして、それを上回るAあるいはBの評価をした箇所を中心に説明をさせていただきます。

特記事項をご覧ください。

「2 施設管理能力」の「(1) 人的組織体制の充実」につきましては、職員の配置が提案書どおりの56人配置されていること、博物館学芸員有資格者も提案を大幅に上回る30人配置されていること、また、従業員に対して、新型コロナ

ウイルスの対策として専門知識を有する講師を招いて研修を行ったこと、また、リモートによるコンテンツの実施など、企業努力を絶やさなかったことで、市の評価はAといたしました。

次に、「3 施設の効用の発揮」の「(1) 幅広い施設利用の確保」については、コロナの影響を受けながらもプラネタリウムの投影間隔を空け、定員を削減し、換気を行いながら運営を行ったこと、科学フェスタや市民の日の常設展示やプラネタリウムの利用料金について減免を行い、入館者数を増やす努力が見られたこと、また「(2) 利用者サービスの充実」につきましては、利用者アンケートの対応を館内に掲示して可視化したことで、回収率が2倍以上増加したことと、利用者満足度で98.4%の回答者が再来館の意思を示し、市の設定目標を上回ったため、市の評価をBといたしました。

5ページをお願いいたします。

「(4) 教育委員会指定管理者選定評価委員会の意見を踏まえた対応」についてですが、令和元年度、2年度といただきました「メンバー会会員数設定目標値が1万人なのに対し、4,000人に満たない現状について、一步踏み込んだ対策を講じてほしい」、こちらについてですが、メンバー会の特典紹介や限定試写会、会報誌の配付などを行い、常設展示フリーパスなどを周知して確保いたしております。また、展示品のリニューアルは、令和3年から4年にかけて行われることから、会員増につなげていきたいと考えております。

令和2年度のメンバー会員数は1,615人で、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、昨年度より2,274人減となっております。

次に、「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」についてですが、まず利用者アンケートでは、489票の回答があり、科学館の全体印象としては、「とても良い」が77.1%、「まあ良い」が18.7%の合計で95.8%と、高い満足度を示しております。

施設の印象につきましては、「とても良い」が73.4%、「まあ良い」が21.5%で合計が94.9%となっております。

また、成果指標の利用者満足度に用いております再来館の意思は、「ぜひ来てみたい」が84.2%と「機会があれば来てみたい」14.2%の合計が98.4%となり、市の設定した成果指標の97%を1.4ポイント上回る結果となっております。

次に、「(2) 市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応」についてですが、「プラネタリウムが満席で入れなかった。オンラインで予約できるのか。残席状況が確認できるようにしてほしい」との意見に対しましては、プラネタリウム専用ツイッターアカウントを開設いたしまして、館のホームページからも残席の状況を確認できるようにいたしました。オンライン予約につきましては、メンバー会の特典といたしまして従来から可能となっております。

「お土産に千葉市科学館のオリジナル商品を買いたい」との意見につきましては、オリジナルデザインのトートバッグや館内で実施した工作キットをカプセルに入れたガチャ商品としても販売をいたしております。



最後に、6 ページ、「7 総括」をご覧ください。

「(1) 指定管理者による自己評価」についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に、市との協議をしながら活動を行いました。その中でも、10周年を迎えた「科学フェスタ2020」を開催できたことは大きな実績と言えます。また、来館者が大幅に減少する中で、アウトリーチ活動とオンライン配信に注力をいたしまして、館内で開催している講座をオンライン用にアレンジをして行いました。また、市内小学校の出前授業を大幅に増加し、来館できない児童に科学に触れる機会を提供することができました。その結果、評価をBとしております。

一方、「(2) 市による評価」についてですが、本来評価の目安に従いますと、DあるいはEとなります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で休館と開館時間の短縮を余儀なくされる中で、例年どおり評価を行いますと低評価となってしまいます。今回の様々な要因は、指定管理者の管理運営に係る経営努力の及ばない要因によるものとして扱う必要があります。

実際、年間利用者数が大きく減少したものの、「科学フェスタ2020」を感染対策を十分に行いながら開催できたことや、小学校への出前授業を数多く実施したこと、オンラインを活用してコンテンツの継続的な配信を行い、高い利用者満足度を維持するなど、評価すべき点も多かったのではないかと考えております。したがって、C評価とさせていただきます。

年度評価については以上でございます。

次に、平成28年度からの総合評価の概要につきまして、「資料12 指定管理者総合評価シート」に沿って説明をさせていただきます。また、参考といたしまして、資料14から16まで、平成29年度から令和元年度までの3年間の年度評価シートも添えてございます。

まず「1 基本情報」についてですが、先ほどの令和2年度指定管理者年度評価シートと同様でございますので、説明は省略とさせていただきます。

「2 成果指標等の推移」の「(1) 入館者数」ですが、指定管理期間の前半は順調に増加しており、新型コロナウイルスの影響を受けた令和元年度の後半から令和2年度は目標値に達成しなかったものの、おおむね成果を上げたと言えます。

「(2) 利用者アンケートにおける利用者満足度」は、どの年度も満足度の高い数値を得ております。「(3) 市内小学校団体利用の割合」は、年間を通して新型コロナウイルスの影響のあった令和2年度を除きますと、ほぼ100%の利用率の実績を上げております。

「3 収支状況の推移」につきましては、概ね事業計画に沿って目標とした収入を上げております。令和2年度は、先ほど年度評価のところでも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴った休館や開館時間の短縮などにより入館者数が大幅に減り、利用料金が大きく減少になっておりますが、事業が中止になり、その分支出も減りましたので、総収支は増額となりました。

次に、「4 管理運営状況の総合評価」でございます。「資料13 評価の目安(総合評価シート)」をお願いいたします。

評価の目安（総合評価シート）に当てはめて評価をいたしました。資料12の3ページでございますが、各項目とも概ね事業計画書に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりの管理運営が行われており、各項目は1項目をBとし、それ以外の項目は全てCといたしました。台風接近時やきぼーるの停電時への的確な対応、コロナ対策として職員向け研修会を行い、入館者に対する丁寧な対応が見られたこと、また、イベント開催時には利用料金の免除を行い、科学の拠点としての役割を果たしたことなどが要因として挙げられます。特に「5 施設の効用の発揮」の「(3) 施設における事業の実施」につきましては、企画展の工夫やプラネタリウムでの人気コンテンツの導入など、入館者の増加に貢献いたしました。よって、この項目の評価はBとし、総合評価をCといたしました。

最後の「5 総合評価を踏まえた検討」についてですが、評価の部分でも申し上げましたが、特に指定期間前半の入館者数の増加は経営者の努力の賜物であり、企画展の工夫、プラネタリウムへの人気コンテンツの導入など、集客数を増加させた大きな要因がありました。新型コロナウイルスの感染拡大によるイベント等の中止や時間短縮など大きな影響がありましたが、小学校の出前授業の実施数を増やしたり、オンラインの活用によって家庭でも楽しめるコンテンツを開発するなど、積極的な工夫も見られました。

指定管理者制度運用における課題を挙げるといたしますと、雇用人数が契約に満たない場合の評価の方法を確立する必要があります。契約人数に満たない人数で効率的に業務をすることで、人件費を節約することをどのように評価をするかということでございます。

以上の内容から、今後も指定管理者制度を継続する方向で検討を進めて参ります。

長い説明になりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 近藤会長　それでは、まず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握する観点から、指定管理者の財務状況について、公認会計士でいらっしゃる伊藤委員のご意見をお聞きしたいと思いますので、伊藤委員、よろしくお願ひいたします。
- 伊藤委員　今ご案内ありましたように、指定管理者の財務状況等についてお話ししたいと思います。

その前に恐縮ですけれども、今ご説明のありました総合評価シートの数値が違うかなと思った部分がありまして、先にそこをお話ししたいと思います。「資料12 指定管理者総合評価シート」の2ページにある、「プラネタリウム稼働率(%)」の数字ですけれども、令和2年度は確か年度評価のほうで43.3に訂正されたと思いますが、ここでは43.5になっておりますので、直されたほうがいいかなと思います。実際平均値は同じになりそうですので、この数字を入れ替えるだけでよろしいような気がしております。

では、早速ですが、この共同事業体になっております(株)コングレと東急コミュニティーの2社の財務内容について、私なりの見解をご説明したいと思います。資料といたしますのは、資料5から7までが(株)コングレの3期分の決算書、資料8から10までが(株)東急コミュニティーの決算関係書類でございます。

まず申し上げたいところですが、基本協定書というものがあって、これは、今は

非公開だと思しますので、そこを具体的には申し上げないのですが、年度が終了しますと3か月以内に決算関係書類を提出するという取決めがあります。それに基づいて、資料5からの決算書類を提出してもらっているかと思うのですが、そちらの規定上は、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を提出するとなっております。この観点から言いますと、まず必要な書類ですが、(株)東急コミュニティーの決算書類を確認いたしますと、一通り今申し上げた書類が確認されます。一方、(株)コングレにつきましては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書と個別注記と事業報告までとなっているかと思えます。つまり、事業報告及び計算書類に係る附属明細書、これが確認できません。ということで、規定上、提出が求められている附属明細書が添付されていないところが課題になると思えます。この附属明細書は作っても作らなくてもいいというものではなくて、会社法上は作成を求められているものでありますので、もし作成していないのであれば、(株)コングレ自体がその決算関係書類について法令に則っていないという可能性がございますので、その点はよく確認していただきたいと思っております。

もう1点、その前提のお話ですが、先ほど申し上げた適正な監査を受けた決算書という位置づけになっているのですが、適正な監査を受けているかどうかという点につきましては、(株)東急コミュニティーの決算書を見ていただくとまず分かると思えますが、会計監査人というものがあまして、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人であるということが記載されております。東急グループの会社ですので、当然このような大手の監査法人が監査をしているということになるかと思えます。一方、(株)コングレについては、そういった注記表なども添付されていませんのでよく分からないのですが、恐らくは法定の監査が義務づけられていない会社であるということで、会計監査人による監査というのは行われていないと推測しております。

それで、何を申し上げたいかということ、適正な監査を受けた決算書類を入手することですので、(株)東急コミュニティー、監査を受けているのですが、会計監査人の監査報告書も入手する必要があると考えます。監査が終わったからということで全て適正というわけではなくて、監査報告書にもいろいろなタイプがございます。無限定適正という意見の監査報告書を入手しないと、この決算書が正確な正しい決算書であるということが確認できません。恐らく入手しようと思えばすぐ入手できると思っておりますので、そちらの追加の入手をお願いしたいと思います。

あわせて、監査役会の監査報告書というものも別途ございますので、そちらも3期分ですか、これは入手していただいてもよろしいかと思えます。

一方、(株)コングレにつきましては、会計監査人がいないと推測されます。場合によっては会社法上監査役というものも要らなくなる会社形態があるので、監査をどのように行うかということが非常に問題になるかなと思えます。もし監査役がいる会社でありましたら、立てつけ上は監査役が監査をして監査報告書を提

出すということになっておりますので、監査役がもしおられるようでしたら、やはり監査報告書を入手される必要があると思います。そこで、決算は適正であるという表明をしているのであれば、立てつけ上ではありますが、適正な決算書だということを示す証拠になるとと思いますので、まずはそちらの監査報告書があるかどうかを確認していただきたいと思います。

今、2点申し上げましたが、まず私が評価する上で前提となる大きな2つの点、必要書類、それと適正な監査を受けているかということですね。これは、規定の文言どおりということをお願いしていますので、それに準拠した資料の入手等をお願いしたいと思います。とは言いつつも、ここで私の評価を言わなければいけないので、ご説明したいのですが、まず(株)コングレの状況を確認したいと思います。

上場していない会社だと思っておりますので、通常そのような中小企業の場合ですと、正規の財務会計というルールとまた異なった税務会計というものに準拠して決算書を作成している可能性がございます。税務会計といえますのは、財務会計と異なりまして、会社の実態を必ずしも適切に反映するものではないという特徴がございます。

例えばですけれども、決算書を見ていただくと、売掛金というのが約13億円計上されておりますが、回収が懸念されるような不良債権があった場合に、財務会計ではその回収不能見込額につき貸倒引当金を計上いたしますが、税務会計では必ずしもその引当金の計上は求められておりません。

このような違いがあるため、本来は財務会計に置き換えて決算書を分析すべきですが、そういった時間もございませんので、一応税務会計に基づく決算書という前提で評価をいたしました。

まず、(株)コングレについてですけれども、総論として申し上げますと、まず短期的な支払い能力というものを示す流動比率、これは流動資産を流動負債で割った数字になりますが、230%になります。通常これは100%、短期的な債務に対して短期的な支払いになり得る資産を持っている割合ですが、100%ということは1年以内で支払い等が生じるものに対する資産を確保しているということで、財務的には安定しているということになります。理想は200%などと言われておりますが、この決算書上、計算しますと230%もあるということで、そういう点では財務的な安全性が非常に高いのではないかと考えております。

次に、継続企業の前提という話、この会社が1年間倒産せずに事業を継続できるかどうかということについて会計基準がございまして、期末日時点で継続企業の前提に対する疑義が生じるような事象が存在している場合は、その事象を解消する施策を会社は考えなければいけないのですが、その施策の実現可能性について、非常に不確実性があるというような場合、分かりづらいのですが、そういうときには個別注記表にうちの会社はこういう状態ですということを記載する必要があります。ただ、(株)コングレは会計監査人設置会社ではないと思っておりますので、こういう事象があった場合も注記はしなくていいというルールになっております。そこが非常に決算書から状況が見えにくいところになると思います。

その継続企業の前提というのは、期末日後にそういった事象が発生した場合も、後発事象という概念で注記をすることになっておりますが、これも会計監査人設置会社ではないので注記を省略できるという形になっております。そういう意味では（株）コングレの今の状態、これは個別注記表のところは一応法令では認められているような表記の仕方になっているのですが、実際どういうことが起きているかという点については、会計上の情報が見えないという形になっております。

個別の論点を申し上げますが、まず決算書を見ていただきますと、先ほど申し上げたとおり、売掛金が13億円もあります。個別注記表を見ますと、貸倒引当金も税法基準で計上しているというのが分かります。先ほど申し上げたとおり、財務会計ですと回収の難しい金額そのものを引当金として計上するのですが、税法基準の場合は一定の繰入率というのがありまして、恐らくこの会社の場合はその他の事業という事業区分になるのですが、たったの1000分の6だけ積みばいいという基準に該当して、恐らく800万円程度の貸倒引当金しか計上されていないと思われま

す。世の中コロナ禍で取引先の倒産や支払遅延が発生する可能性というのは過去と比べてかなり高まっていると思われま

すので、こういう回収が懸念される債権というのは、厳密によく情報を調べた上で引当てを計上すべきですが、その辺りが決算上は確認できていないというところがございます。固定資産の中に投資その他の資産が15億8,000万円計上されております。有形固定資産の金額よりも大きい。これはなかなかないケースかなと。一体中身は何なのかというところが少し気になっております。場合によっては何らかの不稼働資産がここに含まれていて、分かりにくくしているのではないかという印象を持ちました。

続いて、流動負債に前期までは計上されていなかった支払手形が6億8,800万円計上されています。支払手形というのは、仕入代金の支払いを遅らせるために発行するものでありまして、これだけの支払手形が計上されたところを見ますと、一般的には資金繰りが厳しくなったと推測されます。ただ一方で、手元の現金預金は比較的潤沢にあるので、なぜ手形を発行することになったのか、その理由を知りたいところでもあります。

次に、同じ流動負債の未払金等21億9,300万円が計上されています。仕入債務である買掛金というものが別途計上されていますので、これは恐らく設備関係の未払金と想定されます。過去から20億円以上の残高がありまして、中身が一体何なのか少し気になります。また、未払金ではなく未払金等と表示しているため、未払金以外のものも含まれていると推測されますが、なぜそのような表記をしているのか、これも分からないところです。

続いて、固定負債に長期借入金10億4,100万円計上されています。前年度は長期借入金はありませんでした。従来から手元の現金預金がいかにあってもかかわらず、なぜこれだけの借入れを行っているのかが分かりませんでした。長期借入金であることから、その資金使途というのは当座の運転資金ではなくて、設備投資資金であると想定されますが、コロナ禍で景気の先行きが不透明な状況

であるにもかかわらず、これだけの資金を確保して設備投資をするというその合理的な理由といますか、推測が出来なかったところがあります。

また、当然借入れをするときには銀行に何らかの担保を提供しなければなりませんので、その担保の状況を個別注記表から確認したいところですが、これも省略が可能となっていますので、情報を手でできておりません。

それと、固定負債の引当金4億3,400万というのを計上されていますが、個別注記表によりますとこれは貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金をまとめたものであるようです。本来これは3つそれぞれ区分して掲記すべきですが、これをまとめて計上して中身がどうなっているかが分からない数字です。過去3期間にわたってほとんど残高は変わっておりません。貸倒引当金は先ほど税法基準で申し上げたとおり800万程度しかないもので、ほとんどが賞与引当金か退職給与引当金になるのですけれども、賞与引当金はほとんど毎年同じぐらいになるというのは分かるのですが、退職給与引当金はリストラなどによって大量退職があった場合でない限り、通常は每期残高が増えていくと推測されます。しかし、引当金全体の残高がほとんど増えていないということで、この引当金が正確に計上されているのかというところについて疑問を持ちました。

結局のところ、手元の現預金が54億7,900万もある一方で、多額の支払手形や長期借入金計上されているという点が非常に不自然だと私は感じております。この内容については、直接(株)コングレに対して質問をして、明確な回答をいただいたほうがよろしいかと思えます。また、いろいろ私も監査を通していろんな不正などを見てきたのですけれども、多額の預金が帳簿上あるといっても、実は全然なかったなんていう粉飾決算などもありましたので、預金がこれだけあるということについては銀行の残高証明書、会社がそういうもの入手する必要があるかなとは思います。あるいは通帳で実際に預金があるということを確認するのが私は望ましいと思えます。

続いて、損益計算書ですけれども、そちらはコロナの影響によりまして営業損失が3億9,400万円発生していますが、現在の財務基盤から見ると、これによって直ちに事業継続が困難になるとまでは、一般的には言えないのではないかと考えております。一方で、多額の営業外収益や特別利益、特別損失が計上されていますが、具体的な科目で表示されていないため、その内容が確認できません。この中身を確認することによって、(株)コングレの実態というのを把握する情報が場合によっては入手できるかもしれません。

そして、最後ですが、対処すべき課題、これは事業報告にありますけれども、ここにオリンピック・パラリンピックが開催されない場合、業績への影響が懸念されるとあります。仮に開催された場合でも、無観客で開催ということも想定されていますので、どの程度の影響があるかはこの文脈だけではなかなか理解できないところではありますが、やはり当然ながら業績に対しては大きな影響があると理解しております。そのように会社も対処すべき課題として認識しておられると思えます。来期もし赤字になりますと、来期の決算は大分痛む可能性、これは固定資産を減損するとか、そういった会計基準が適用されてしまうケースもあって、

来期の決算がどのようなになっていくかというところは、やはりよく注視したほうがよろしいかと思えます。

少し（株）コングレが長かったのですが、（株）東急コミュニティーについてですけれども、こちらは会計監査人設置会社でありまして、財務会計に準拠した決算を組んでいると思えます。

財務基盤や業績については大きな問題はないと思えます。先ほど話したような継続企業の前提についても、特段注記などありませんので、少なくとも今後1年間会社が倒産することはないということを会計監査人は判断したといえますか、評価して問題ないとの結論を出していると思えます。

それと、子会社支援損失を23億円計上しています。これは関連当事者との取引に関する注記を見ますと、完全子会社であります（株）東急Re・デザインや（株）インフィールドの財務体質改善のための支援と思えます。この子会社がもっと深刻な経営不振の状態になっていくと、投資その他に計上されている関係会社株式が403億3,400万円あるのですが、これを必要額を減損処理すると、それだけ損失が出るということです。そのような可能性もあるのですが、この支援損失以外にそういった手当らしきものが見られないところから、子会社の経営が窮地に陥っているわけではないだろうと推測いたします。そのため、親会社である（株）東急コミュニティーも特段その子会社の不振によって財務基盤が揺らぐということまではいっていないと考えられます。

それと、流動資産と流動負債の比率、流動比率ですね、これは187%とかなり高く、理想とされる200%に近いので、短期的な支払い能力は十分あると推測されます。

少し長々のご説明いたしました、私が分析した結果は以上でございます。

- 近藤会長 ありがとうございます。ただいまの伊藤委員のお話について、ほかの委員の皆様から、何かご質問等ございますか。
- 宮野委員 今お話を伺ったので、再度綿密に、特に（株）コングレにつきまして知りたいなと思いました。
- 中野委員 私も同様ですね。
- 近藤会長 私もそのように思ったのですけれども、監査報告というものに関しては、これで正しかったですよというお墨つきみたいなものだと思うのですが、それが無いというのは、やはり数字的な部分が確かなものなのかどうかというところはとても分かりづらいというのは確かだと思うので、それに関してはやはりこちらからお伺いを立てるなり、ご質問するなり、早急にしていただいたほうがいいのかなと。
- 近藤会長 前もあったと思うのですが、やはり監査の報告書がないというお話は、前回のときにもそういうご意見をいただいていた、事務局からも（株）コングレに対して早急に委員会から何か資料を求められているという話を確かされていたなど、私も今思い出していたところですが、それに対する回答というのはありますか。
- 香取教育総務部長 すみません、以前のケースは今すぐ出てこないのですけれど

も、今回、伊藤委員から大変多くのご指摘をいただきまして、結論から申し上げますと、今出していただいている資料ですと、(株)コングレは特に財務状況についてはかなり見通しというか、はっきりしたものがつかめないといったもの、端的に言うと分からないような状況もございますので、そこについては再度確認するなり、残高証明とかそういったものが必要であれば確認していきたいと思っております。

○近藤会長 そのように早急によりしくお願いしたいと思えます。

そのほかのご質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長 そのほかのご質問はないということですので、続きまして、先ほどの事務局からの説明内容への質問や、指定管理者施設管理運営のサービス水準向上、業務効率化の方策、改善を要する点などについて、ご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○宮野委員 今、会計的なことをお聞きしたのですが、それとはまた切り離れた形でといいますか、今年度の事業として光るものというのは何かないと思えました。

コロナ禍ゆえに今まで放っておいたところが大変きめ細かくなっているところがあるし、それが非常に事業理念といいますか、基本理念に合致したものであったかなというところを私なりの視点で取り上げてみました。かなり多くあったかなと思っております。

「資料4 千葉県科学館 令和2年度 事業報告書」から、2ページになりますが、「1 令和2年度 千葉県科学館事業の業務総括」の「(4) オンライン配信」というところに書いてございますけれども、コロナ禍で、どこの事業所も、または教育機関、どこにおいてもオンライン配信というのはなさっていらっしゃるように思いますけれども、このオンライン配信によって家庭の中まで入ることができたということは、その基本理念の実現としてとてもよかったのではないかと思います。全ての市民、そして日常生活に近い形での科学というものを考えていただくというような、そういう姿勢が出ていることになって、よかったのかなと思ったのと、また「9 プラネタリウム事業」の「(1) 投影業務の実施状況」で、学習番組の制作をされたというようなことが「イ 一般投影番組」の表の下に書いてございます。かねがね、私、科学館でも教材づくりというような点で頑張っていたいただいてもいいのではないかと考えていました。

教材づくりとか、それから適切な時間帯の番組調整をしたというようなことが書いてありました。このようにして参加者であるとか科学館に携わっている市民の方々に寄り添った形の事業というのは、大変必要ではないかなと思った次第でした。そういう点で、この基本理念では「イ 一般投影番組」ですけれども、市民サービスという点では大変よいのではないかと考えていました。教育の普及ということもあるかもしれません。

それから、「13 自主事業」ですけれども、私は文科系で音楽が専門ではありませんが、科学というものは本当に私たちに夢を与えてくれるもの、可能性を与えてくれる力のある分野だなとかねがね思っています。この科学と未来の学校とい



うところにございますけれども、今課題となっている、今解決したい問題、社会的な問題であったり、色々あるかと思いますが、その課題をテーマにして、そして、その可能性を開くような、そういうような事業をされているというのは大変いいなど、思った次第です。

今度は「資料2 指定管理者モニタリングレポート（令和2年度）」ですけれども、7ページの「IV 優れた管理運営を行っている項目」になります。

今度は管理のところに入りまして、コロナ禍ゆえによかったのかなと思った視点です。市もAと評価をされていたところでありましたと思うのですがけれども、必要な専門職員の配置というところで、人材をどこに配置するか、事務系の職員と専門的な職員のどちらをどれぐらいの割合でやっていくかというようなときに、この専門職員を非常に増やされたということは、コロナ禍において見ておられますと学校へも出前を多くいきましたし、それから公民館も行っておられますね。こうやって人海作戦で専門職の方を出向させるというようなためにも、人数が多いということは非常によかった。その分、事務的なものについてはオンラインでありますとか、それから経費的な問題であろうかと思いますが、会社の職員の働き方に工夫をするために少なくしていくという、それは、今回の事業には、ちょうどいいように管理に回っていったのではないかと思った点で、大変よかったと私も思いました。評価させていただきたいと思ったところですね。

そしてまた、従業員の能力向上についてですけれども、いつもこれまた出張というようなことで、どこか研究しているところ、同じ生涯教育をやっておられるところに出張で数人、従業員が行くというようなことがあったかと思いますが、これもこのコロナ禍にありましたものですから、オンラインでできるというようなこともあったと思います。それはやはり行って、その場を見てくる、環境を見てくるということは、それに越したことはないにしても、その分、遠いところで経費もかかるし、出張費もかかる。でも、オンラインだったら話をする事ができる、繋がる事ができる。何々地域のどここの生涯のところとか、科学的な研究、それから市民を入れた形での教育をやっておられる部署とお話ができると。そういう点ではよかったのではないかと思うので、研修についての実施方法について、今後もぜひともこれを契機にやっていただけたらなと思います。全て100%良くなるということはなかなかないですが、でも今までにないところを埋めることができるというような内容の研修も可能になってくると思われました。

それから「資料1 指定管理者年度評価シート」の「5 管理運営状況の評価」の「(3) 管理運営の履行状況」の「3 施設の効用の発揮」の「(2) 利用者サービスの充実」ですけれども、これも多分市も評価をさせていただいたのではないかと思うのですが、利用者サービスという点で、何か新たなことをやってあげるとか、何か物を差上げるとか、そういうこともあるのですけれども、でもアンケートを館内で掲示をするということ、そのことによって、「ああ、私もそう思っていたんだ、こんなことを言ってもいいんだな」というようなことを、来た方誰にでも思わせることによって、より近く、私も今度出してみようと思え

るというような、人と人とを繋ぐ工夫ができたのではないかなと思っています。

だから、メンバー会員について、どのようにメンバー会員は普通の方々と違うようにしようかとお考えになることも大切だとは思いますが、こうやって、「私たちの意見も取り入れてくれるんだ、こういう意見を持っているということは理解をしてもらえるんだ」と、そしてみんなにも語りかけてくれる場所なんだと思うと、メンバー会員も増えるかもしれないなと思ったりしたものです。ですから、本当に何か目に見えて変わったことをやってサービスをするということも大切ですが、そういう小さなところのサービスをつなげて、人と人とが繋がるようにしていくという、こういうのはとても科学館の仲間意識というのでしょうか、科学館は私たちでつくられていると思わせるというか、そういうためにもとても大切なことだったなというようなことを思いました。

コロナ禍で大変な時期ではありましたが、一生懸命事業に対しては取り組んでいただいていたと私は思いました。実際には、人数は少なくなりましたから評価はCとなっていますけれども、このコロナ禍の中で、さあ今度は緊急事態宣言が緩まった、さあ今度はまた締めつけられるという状況でこれだけ頑張ったということは、事業として大変有難かったことかなと思っておりました。

以上です。

- 中野委員      コロナ禍ですので、目標数値とか、その辺りは参考にといいか、そこを評価するというのはなかなか難しいところではあるので、それ以外のところでということで、先ほど宮野委員も仰っていましたが、私もちょっと注目していたのはオンライン配信というところです。やはり今後も、コロナも今ワクチンの接種が進んでいますけれども、それによって前のような社会に戻るかどうかということも分からないので、こういうオンライン配信というのは今後も継続して力を入れてやってもらえるといいのかなと私としては感じています。いろんなSNSやYouTube、インスタグラムを使っているのが分かるオンライン配信は2つあるのですが、他のものというのは、どういう媒体でオンライン配信をされているのかなというのが気になり、興味を持ちましたので、そこを教えてくださいなというところと、あとはこういうオンライン配信を見てもらうことで科学館のことを知ってもらったり、科学に興味を持ってもらって、その後実際に科学館に来てもらっていろいろ体験してもらおうという広報的な意味も兼ねることができるのかなとは思いますが、今後このオンライン配信の充実とか拡充とかについて、どのようなお考えがあるのかということがありましたら教えてくださいなと思います。2点です。

- 石田生涯学習振興課統括管理主事      よろしく申し上げます。生涯学習振興課統括管理主事をしております石田と申します。

オンライン配信の話が出ましたが、昨年コロナの状況になってから、科学館につきましてはいち早くオンラインシステムを導入したという経緯があります。そして、入り口には検温のゲートを設置し、職員のみならず来館者全員検温ゲートをくぐって、まだ新型コロナの陽性の方が誰も出ていないという話も伺っております。

そのような中で、いち早くオンライン配信ということを始めました。今お話があったように、オンラインコンテンツですね、家でサイエンスというコンテンツを今随時追加しているところです。ホームページから見られるコンテンツとなります。本日は十数本出ていました。あとは動画でサイエンスというのも上げております。あとは、先ほどご指摘があったように、メンバー会員限定でZoomによるオンライン講座を月に今1回か2回行っていますが、これも増やしていこうと聞いております。

とにかく、科学館も、来館者、利用者が来館してくれることが大前提ですけれども、現在はこういう状況ですので、オンラインや非接触型の何かが出来ないかということで、どんどん拡充しているところです。

もう一つ紹介させていただくと、ARシステムという、タッチパネルを表示するのではなくて、スマホをかざして非接触型で説明を選べるというシステムを3月の企画展で初めて導入しました。飛び出す絵本という企画展ですが、かなり好評で、現在、常設展示にもそのARシステムを導入して、これから増やしていくという話を聞いております。

以上です。

○佐宗生涯学習振興課管理主事 生涯学習振興課の佐宗です。

もう一つ付け加えますと、オンラインでの双方向、受講生の子どもたちが画面を見ながら参加するというのが、実績を積んできたところです。次の段階としては、科学館の職員と構想しているのが、例えば参加の受講生の子どもたちが家にある何かの道具、例えば割り箸と輪ゴムなどのような簡単な道具を用意するか、もしくは決められた工作キットのようなものを用意するか、どちらの方法かはまだ検討しているのですが、受講生も画面の前で、家で何かを手を使って作るというもので、これからは次の段階を目指してみようという企画が進んでいるところでございます。

以上です。

○中野委員 ありがとうございます。今お聞きしたZoomとかも使われているという話で、双方向でという取組みもされているということとか、今後もいろいろ拡充される予定だという話もあったので、それを進めていただければと思います。ありがとうございます。

○伊藤委員 私は、指定管理者がこういう状況で非常に頑張っておられるかなと理解しております。資料2や資料3でモニタリング項目や補足資料などをご用意されて、非常に綿密に評価をされておられると思うのですが、逆に指定管理者からすると、これだけの項目を常に遵守しなければいけないということは、もう単に意識されているのか、それとも蓋を開けたときにこの結果が出てしまったというので、そういうことも評価対象になっていたということを後になって知って、結局それをただやっていたただけとか、そういうことがあると、モニタリングって、もしかしたらそういうものなのかもしれないのですが、やはりしっかりやっていただくためにはこういった項目を、こういうところをしっかりと評価しますからということぐらいは多分お伝えした上で評価するという形のほうが

いいのかなと思います。非常に綿密ですが、逆を言うと、これを全部守るというか、よい評価をもらうというのはすごく大変なことだなと思った次第です。

評価について、特段異議はございません。

○近藤会長　私は会議の中で小学校の団体利用に対して意見をずっと言い続けてきて、市内の小学校が100%に達していなかった頃から始まっていて、それを100%にしなかったならば、他の市の学校が行ったって自分の市の子どもたちが行っていないのに何で他の市を呼ばなければならないのというようなところからお話をさせていただいたのですね。

昨年の会議のときに、もう新型コロナが流行していて、いろんなところで中止になっているという、こういう状況だというお話があったときに、出前授業のことで、来てくれないのだったらこっちから行ったらいいじゃないかというお話をここでさせていただきました。本日の午前中に私の地域の小学校に出向いて行って、教頭先生に確認をしてきたのですが、昨年、4月の当初の出前授業の申込みをした段階では、抽選で外れてしまって、出来なかったということだったのですね。

昨年の会議があったのが夏でして、秋の地域の育成委員会の会議のときに、各学校の校長先生が中学校の報告、小学校の報告をしていただく際に、小学校の先生から、再度、教育委員会から出前に関しての星を観察するような講座の募集が来たので申込みをしましたと。そうしたら、それが通って、いついつそれをやっていただけるような形になりましたと連絡が来たということだったのですね。学校とすると、いろんな子どもたちの行事が全部なくなっていつてしまっている段階だったので、再度募集をしていただいたことがとてもうれしかったと校長先生は仰っていました。なので、やはり各学校とも子どもたちに対してのいろんなところの考えからいっても、これも駄目になっちゃった、これも駄目になっちゃったという中で、手を差し伸べてくれたということがとてもうれしかったということです。地域の方に向けてそういう報告を校長先生がするということが、やはりすごくサービスというところの一つになるのかもしれないのですけれども、集客するのだったら、来ないのだったらこっちから行って集客したらどうですかというお話をさせていただいた中で、「資料4 千葉県科学館 令和2年度 事業報告書」の26ページの出前授業、千葉市の学校名がずらっと並んでいて、延べ61校、中止を除く延べということで書いてあるのですが、これをずっと見ていきますと、ここに書いてある学校の名前がほとんど同じようなところが書いてあって、学校数が小学校110校あるはずですけども61校というところで、これが最初の計画の4月の段階でこの計画が出たものなのか、それとも再度、再募集をかけてそこに追加したものがこの全部で61校なのか、これだけでは分からないのですね。

たまたま私は学校の先生からその話を伺っていたので、再度来たのでということで決定してやったのだろうと私は思っていたのです。その後やはりコロナが蔓延してしまったので、やったかやらなかったかというお話を聞かなかったので、午前中に行って伺ってきました。そうしましたら、せっかく当選させていただいたにもかかわらず、学校関係の行事は、2月か3月にもう1年間の予定が出来てし

まいますよね。その中の行事の関係で、学校側の日程とそちら側からの日程が合わなくて結局お断りして実施はしなかったらしいのですよ。せっかくそういういいものがあったとしても、それが実施できないのであれば、何もならないではないかと思ったのですね。その結果がこの61校なのかというところですね。

これ、延べなので、同じ学校で何回かやっているものは全部カウントされていてこの件数になってしまうと思うのです。過去の資料を見ていて、やはり学校名が同じようなところが出てきているというところがすごく気になって、結局学校で出前やりますよとなると、ではうちは来年もやりましょうということで、学校のほうも計画としてもう載せていて、それを常という形でやっているのか、それとも新規の目新しい学校に試みとしてこういうことをやっていますよというよなところの意味で新たに募集をかけたのか、その辺りがこれだけでは全然何も分からなかったのです。結局、今日午前中行ってみて、募集してもらって来てくれるということになったのだけれども、やらなかったんだということを初めて行って知ったのですけれども、そういった中止となった学校がどのくらいあったというところですね。

このところの中でも、感染の対策のため中止でした。この中止になったのはいいのですけれども、この中止に対して何かそのほかの手だてをしたのかどうか、中止になって出来なくなったのだけれども、学校にこういった資料を送って子どもたちに配布しましたよとか、そういったこともここでは分からないので、その辺りのことはとても気になったところでした。

先ほどから宮野委員も中野委員も仰っていたオンラインというのが出来るのであれば、それも使った形で出前という形もできるのではないかなと思ったのですけれども、そうしたら、61校だけじゃなくて110校全部にできるのではないかなと思ったのですね。そうすると、延べ人数、要するにこういうコロナ禍だから出来ることとなると、やはり限られていってしまうと思うのですよ。来てくださいと言っても、席は1つずつ空けなくてはいけないとか、人数が制限されてしまうと。そういうことがあるのであれば、その中にもそういうものを使いながら、新しい、新規の学校を開拓していくというような形を取っていくというのは必要ではないかなとすごく思いました。

本日午前中に学校に行ってやらなかったと聞いたときに、私はとても悲しい思いをして帰ってきたのですけれども、そういったところに関してはどのようにお考えでしょうか。

- 石田生涯学習振興課統括管理主事　　まず、昨年、コロナが蔓延しまして、学校から校外学習という形で科学館に来館するというのを、以前は100%を目指していて、ほぼ100%全学校が、それも2回も3回も来ている学校があるという状況だったのですが、昨年はもうぱたっと来ることが出来なくなりました。そこで、科学館もこれではいけないと、教育普及をやっている中でこれではいけないということで、出来るだけ学校に出前講座として行こうという、年度当初からではなくて、徐々に状況を見ながら拡充しております。

今年も校外学習をキャンセルする学校があり、出前講座にどんどん出ています。

6月だけで19校出前講座に出ています。講座の回数は64回です。だから、1回につき3講座、4講座行ってくるということになっております。拡充はしております。そして科学館のスタッフも、年度当初の学校の校長会やいろんな理科の教員の集まりなど、科学館のスタッフが出向いて行ってこういうことをやっているんだということを全学校に周知をしております。その中で、学校では状況やスケジュールを勘案して申し込んできています。それはもう今はほとんど断らずに、行っております。

しかし、科学館もスタッフが教育アドバイザーの方と職員とボランティアの方も活用してできるだけ対応してくれていますが、今、人員的にもかなりきつい状態となっているということもご承知ください。

以上です。

- 佐宗生涯学習振興課管理主事 度々補足で申し訳ありません。学校と繋がってのオンラインでの授業ですけれども、私、中学校の教員ですが、学校側に機械がないのです。教員に1人1台パソコンが導入されたのも実は去年の秋でした。
- 近藤会長 先生方は自分のパソコンを持ってきていましたね。
- 佐宗生涯学習振興課管理主事 そのような状態です。ですので、学校職員も実はそれを実行したいのですけれども、やる設備がない、外部とつながるのも制限されているという状況です。ですので、やはりオンラインを学校側にも充実していただけると有難いです。
- 近藤会長 分かりました。実際、私もPTAの役員等で学校はよく行っていましたが、学校の先生方とも仲よくしていろんなお話させていただいたのですけれども、本当、先生方は自前のパソコンで皆さんやっつけていらっやっったのですね。それをずっと私は見てきたので、なぜ学校で使えるパソコンが無いのですかと伺った時に、そこまでの金額は出せないという話で、ただ、やっぱり今、先生方の仕事がすごく増えていますよね。何かとても大変だなと、学校に行く度に思っているのですけれども、特に今中学校の先生のお話がありましたけれども、中学校の先生方は、夜9時、10時ぐらいまで学校の明かりが点いたりすることもよく私たちは知っているのです、やっぱり使っていこうということになるのであれば、私たちの意見で話が通るのであれば、提案をさせていただきたいと私は思うのですけれども、いかがですか。
- 宮野委員 そうですね、父兄の方もいらっやるけれども、父兄の方があまり外から人が来るのはねとか、いろいろあるかもしれません。それも勘案してですね。
- 近藤会長 実際、父兄の方も千差万別で、いろんな父兄の方がいらっやると思うのですけれども。
- 宮野委員 みんなで社会を、環境を作っていくといけないわけですよ。
- 近藤会長 そうですね。学校の中の環境を整えるという意味でも、ここから発信をしていくことが一つ役目になるのであれば、それも私たちの意見として、宮野委員は特に音楽が思い当たるかもしれません。
- 宮野委員 ええ、そうですけれども。先ほどお話が出たと思うのですが、広報の話がそういうときに思い浮かぶのです。広報は、来ていただけそうな学校と科学

館とか、科学館とそれから来ていただいているような市民の方というのものもあるのですけれども、やっぱり特定しない形でもっと広く広報できないかなと言っているのですよ。市ではこういう生涯教育の中で科学館であるとか生涯学習センターであるとか、いろんなところでこういうことを出前でやっていますよと、何かある方はここへ連絡をくださいとかいうのを、千葉テレビとか何かで番組を持ってないのでしょうか、生涯教育の何かお知らせ版みたいなものを5分間でもいいのではとったりしました。

まずは、そんなことも考えてもいいのかな。つまり、みんなで考えようよと。やっぱり市民、おじいちゃん、おばあちゃん、おうちのお母さん、お父さん、お兄ちゃん、お姉ちゃん、みんなが今科学館ではこんなことをやっているとか、そういうことを知るということ自体がまず必要かなというような気もしましたので、広報としてユーチューブに出すというのはとても今回やっておられるようですが、それもいいとは思いますが。美浜文化ホールでもY o u T u b eに何かのせて、私、音楽でしたので聞きましたけれども、市民も参加させて歌を歌うというのをやっていたらいいなと思いました。Y o u T u b eというの、またスマホを持っていない世代の方もあつたりして、一番できるのはやっぱりテレビだなと私は思って、今回この資料を読ませていただきながら、そういうのを千葉のテレビ局がコミーシャル的なものでもいいので、作ってくれないものかなと思いました。生涯教育の部門、大切な施設があるわけですね。だから、そういうのを、今、科学館ではこんなことをやっています、内容を聞きたい方はここへ連絡くださいというようなものをやっていたらいいかなと、付け足し的な形でもいいのではとったりしました。広く広くと思いました。

○近藤会長　そうですね。やっぱり広報のことも、広報紙ですよ。

紙ベース、それはまだそのままではほかの形は増えたのでしょうか。紙媒体のままですか。

○石田生涯学習振興課統括管理主事　申し訳ありませんが、千葉市全体としては、私も把握しておりません。

○近藤会長　ホームページとかそういうところに載せていたりしていないですか。

○石田生涯学習振興課統括管理主事　そうですね、はい。あと科学館のイベント、大きな企画展とかやる時は、ホームページや、観光プロモーション課といったところで広報したりとか、そういう広報活動はしておりますし、科学館自身も独自でいろんなポスターを作ったり、掲示したり、あとは地域の商業施設にも協力してもらってということで広報活動しております。

○宮野委員　ぜひ地方のテレビ局に。地域は地方のテレビ局が守るといふようなこと。

○近藤会長　ほかには何かございますか。

こういうご時世なので、やはり数値、当初に掲げた数値を100%やるなんていうことは不可能に近いと思うので、それに関して私も今年度は頑張ってきているなというのはすごく感じているところです。

あと、人員のこと、先ほど宮野委員からもありましたけれども、過去には、何年

か前に人員不足だったときもありましたよね。それが、人員も確保できて、要するにいろんなことができるベースができているので、その方々を100%有効に、何かの役に立っていただくというような形で持って行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほかご意見ございますか。

では、皆さんの意見が出たようなので、議題（2）に関して委員からありました意見などは、答申として事務局にまとめていただきたいと思います。

私からの提案ですが、今回の審議に基づく答申について、事務局がまとめた答申案について、委員の皆様から個別にご意見をお伺いした上で、私が承認して本委員会の答申として決定とすることにはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 近藤会長　それでは、事務局がまとめた答申案について、委員の皆様から個別にご意見をお伺いした上で、私が承認して本委員会の答申として決定とすることといたします。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。再開は、午後3時50分を予定しております。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕

- 近藤会長　議事を再開いたします。

初めに、生涯学習部長よりご説明がありますので、よろしくお願いいたします。

- 佐々木生涯学習部長　では、先ほど審議いただきました議題（2）についてですが、伊藤委員をはじめ各委員の皆様からご意見いただきました（株）コングレに対してのいわゆる監査に係る資料でございます。早速、（株）コングレに対し資料の提出を求めて参ります。また、どれくらい書類が提出されるのか、あるいはどれくらい期間がかかるのか、状況は今の時点では読めませんが、頂いた書類の中で、会長とご相談させていただきまして、各委員の皆様への周知の方法などにつきましては、会長と協議をさせていただくという形でご理解いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 佐々木生涯学習部長　では、そのような形にさせていただきたいと思います。

- 近藤会長　よろしくお願いいたします。

それでは、議題「（3）千葉市科学館に係る募集要項・管理運営の基準・選定基準について」、事務局からまずご説明をお願いいたします。

- 佐々木生涯学習部長　生涯学習部でございますが、引き続き着座にて説明をさせていただきます。

まず、「資料1 指定管理者募集要項（案）」をお願いできますでしょうか。大変恐縮ですが、訂正がございますので、17ページをお願いいたします。「9 経理に関する事項」の「（1）指定管理者の収入として見込まれるもの」の「イ 指定管料」の基準額でございますが、こちらを20億7,100万円、こちらに決定いたしましたので、修正をお願いできればと思います。

よろしければ資料の説明に入りたいと思います。



それでは、改めまして千葉市科学館の次期指定管理者選定関係資料につきましてご説明をさせていただきます。用意をさせていただきました資料の番号順に確認をさせていただきます。

まず、千葉市科学館関係資料（２）の資料１、こちらが「千葉市科学館指定管理者募集要項（案）」でございます。資料２、「千葉市科学館指定管理者管理運営の基準（案）」、資料３は「様式集（千葉市科学館指定管理者指定申請書類）」の案でございます。資料４は、「千葉市科学館指定管理予定候補者選定基準（案）」、資料５は「千葉市科学館の管理に関する基本協定書（案）」となっております。よろしいでしょうか。

それでは、初めに「資料１ 千葉市科学館指定管理者募集要項（案）」について説明をさせていただきます。

募集要項は、千葉市科学館設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものでございます。

３ページをお願いいたします。

「３ 公募の概要」でございます。「（４）選定の手順」についてですが、募集要項等の公表・配布を令和３年８月２日から行い、募集要項等に関する説明会を８月１０日に実施いたします。指定申請書等の提出期間は９月２日から８日としております。１０月に入りまして選定評価委員会による審査及び選定を行った後、１０月２１日に選定結果を通知、１１月に仮協定を締結の上、令和３年市議会第４回定例会に指定議案を提出し、令和４年１月に指定管理者の指定及び協定の締結を行う予定となっております。

４ページをお願いいたします。

「４ 管理対象施設の概要」についてですが、条例上の目的に加え、ビジョンとミッションを定めております。ビジョン（施設の目的・目指すべき方向性）は、千葉市科学都市戦略の基本理念に基づき、ライフスタイルに科学が浸透する機会を提供する生涯学習施設としての役割を担っております。また、コンセプトとして、参加体験型の科学館、人が主役となる科学館の２つを掲げております。

なお、科学館が設置されている複合施設、きぼーる全体のコンセプトは、情報発信拠点及び子ども・子育て支援拠点となっており、中心市街地再開発を目的とした複合施設内の施設の一員として交流とにぎわいを生む役割も担っております。

ミッションについては２つ定めておりまして、１つ目は、幅広い年齢層の市民を対象に、科学に関する知識の普及及び啓発に寄与すること。２つ目は、学校教育と連携して青少年の創造力の涵養を図り、科学や技術に対する興味関心を高めることとしております。

５ページをお願いいたします。

「（４）指定管理者制度導入に関する教育委員会の考え」についてですが、教育委員会といたしましては、指定管理者のノウハウを活用し、様々なニーズへの対応、魅力的な事業の実施、施設の利用促進、広報・プロモーション活動などにより、施設の利用者満足度の向上、市内学校団体利用の促進、さらなる来館者の増

加に寄与することを期待しております。

成果指標及び数値目標につきましては、3つ設定してございます。1つ目の入館者数については、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大による入館者数の減少と、今後も先が読めない不透明感から、前回と同じ40万人と設定をいたしました。2つ目の利用者アンケートにおける利用者満足度についても、同様に97%に設定をいたしました。3つ目の市内小学校団体利用の割合も、前回同様の100%に設定いたしました。

17ページをお願いいたします。

17ページの「9 経理に関する事項」のうち、「(1) 指定管理料の収入として見込まれるもの」の「イ 指定管理料」についてですが、指定管理料は人件費、事務費、施設管理費等の管理運営経費から指定管理者の収入として見込まれる利用料金収入及びミュージアムショップ収入などを差し引いた額を市が指定管理者に支払うもので、基準額は先ほど新旧対照表でお知らせしたとおり、指定管理期間5年間で20億7,100万円です。

なお、収支予算書においてこれを超える額を提示した応募者につきましては、失格といたします。

また、市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提出した額ではなく、これを上限として毎年度教育委員会と指定管理者の協議の上、決定するものといたします。募集要項につきましては以上でございます。

「資料2 千葉県科学館指定管理者管理運営の基準(案)」についてご説明させていただきます。

管理運営の基準は、千葉県科学館の管理運営を行う指定管理者を募集するに当たり応募者に配付する募集要項と一体のものであり、その管理運営に関し教育委員会が指定管理者に要求する管理運営の基準を示すものでございます。

指定管理者が行う業務内容につきましては、展示事業、プラネタリウム事業などの施設運營業務、施設の保守管理業務、什器・備品管理業務などの施設維持管理業務、事業報告書作成、モニタリングなどの経営管理業務、自主事業などがございます。量が多く、時間も限られておりますことから、重要なポイントについてご説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

「7 科学都市戦略事業」ですが、千葉県科学都市戦略事業方針に基づきまして、主な内容として、科学フェスタの実施や、教育委員会が実施している未来の科学者育成プログラム、中学校科学部活性化事業への協力、シニア・シルバー科学事業、千葉県放課後子ども教室推進事業、その他最先端の科学技術を社会とつなげる取組みやあらゆる世代の市民を対象とした取組みなどでございます。特に「(2) 千葉県未来の科学者育成プログラム・同ジュニアへの協力」は、今後も重要な事業と捉え、課題研究の個別指導について協力を行うことを掲げております。また、「(3) 千葉県理科教育活性化事業への協力」の中で、活性化事業で購入した理科備品の保管及び貸出業務を行うことを掲げております。管理運営の基準につきましては以上でございます。

続きまして、「資料3 様式集（千葉市科学館指定管理者指定申請書類）」の案についてですが、こちらは応募の際に使用する指定管理者指定申請書類の様式集でございます。

続きまして、「資料4 千葉市科学館指定管理予定候補者選定基準（案）」について説明をさせていただきます。

指定管理予定候補者選定基準は、応募者から提出された提案書などを募集要項、管理運営の基準等の内容に基づき、千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会が総合的に評価するための基準として示すものでございます。

1 ページをお願いいたします。

本施設の管理を行う指定管理者は、本施設の設置目的やビジョン・ミッションのほか、その前提となっている市の政策や施策、指定管理者に求められる役割などを理解し、本施設の効用を最大限に発揮するための専門的な知識やノウハウを有することが必要となります。

したがって、指定管理予定候補者の選定は、応募者から提出された指定申請書類及び提案書に記述された提案内容を総合的に評価することにより行います。

2 ページをお願いいたします。

審査等の流れについてですが、まず、第1次審査において提出された提案書等により応募資格の確認審査を行い、募集要項に記載の応募資格要件を満たしていることを確認いたします。資格不備の場合は原則失格とし、指定管理者として指定しない旨を応募者に通知をいたします。

次に、第2次審査において、指定管理予定候補者選定基準に示す審査基準に従い、委員の皆様は提案書の内容について審査項目ごとに原則5段階で評価をしていただき、管理運営の基準等を満たしているかを審査いたします。

以上の選定評価委員会における審査結果を踏まえ、教育委員会が指定管理予定候補者を決定いたします。なお、選定評価委員会の委員が応募者の利害関係者、例えば親族や役員等などである場合につきましては、当該委員は審査に参加しないことといたします。

4 ページをお願いいたします。

次に「3 提案内容審査」についてですが、まず審査項目の配点の考え方として、4 ページの表の「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。」及び「6 その他市長（教育委員会）が定める基準」に関する審査項目を除く各項目は、原則として5点を配点いたします。

「5 施設の管理に要する経費を縮減するためのものであること。」の「（1）収入支出見積りの妥当性」については、適正な収入・支出の計画は安定的な管理運営に不可欠であることから、配点を10点といたしました。

「（2）管理経費（指定管理料）」につきましては、指定管理者制度の目的の一つである管理経費の縮減の実現性を判断することに加え、その一方で過度なコスト削減により市民サービスの低下につながるおそれがないかを判断することが重要でありますことから、配点を20点といたしました。

次に、審査項目についてですが、「1 市民の平等な利用を確保するものである

こと。」は、管理運営の基本的な考え方で1項目ございます。

次に、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。」は、財務・人事・施設の保守管理等について8項目ございます。

次に、「3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。」は、関係法令の遵守やリスク管理に関して2項目ございます。

次に、「4 施設の効用を最大限発揮するものであること。」は、科学館の業務の実施に関する考え方など13項目ございます。特に科学館は、単なる科学に関する展示にとどまらず、様々な働きかけによる人と人とのコミュニケーションを重視し、多角的、総合的に科学に関する知識の普及啓発並びに青少年の創造力の涵養を図る生涯学習施設として位置づけしているため、「(6) 施設の事業の効果的な実施(常設展示事業・ワークショップ)」から「(11) 施設の事業の効果的な実施(科学都市戦略事業)」までの6項目を科学館独自の審査項目として設けました。なお、(6)から(10)までの項目は、前回の指定管理者の選定時と同じ審査項目でございますが、「(11) 施設の事業の効果的な実施(科学都市戦略事業)」につきましては、千葉市の科学都市戦略事業を推進するため、新たに設けた項目でございます。この6項目に5点ずつ合計30点を配分することとして、ここに重点を置きたいと考えております。

次に、「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。」は、収入支出見積りの妥当性など2項目となっております。

最後に「6 その他市長(教育委員会)が定める基準」といたしまして、市内産業の振興や雇用への配慮など5項目となっております。

5ページをお願いいたします。

続きまして、「ウ 各項目の審査・採点方法」についてですが、記載にありますとおり、委員の皆様には一部の審査項目を除いて原則5段階評価により採点を行っていただきます。

まず、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合には、C評価として配点に0.6を掛けた得点といたします。さらに市民サービスの向上または管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる場合には、B評価として0.8を掛けた得点。大きな効果が見込まれる場合には、A評価として1.0を掛けた得点をつけることとなります。

一方、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがあると判断される場合には、D評価として0.2を掛けた得点といたします。明らかに満たない提案がなされている場合にはE評価となり、0点となります。なお、過半数の委員がDの評価をし、または1人以上の委員がEの評価をした場合、選定評価委員会において協議し、当該応募者を失格にすることが相当であるか否かを判断いたします。

6ページをお願いいたします。

次に、「イ 上記原則によらない審査項目」についてですが、これらの項目については、ただいまご説明いたしました5段階評価によらない方法により採点を行うこととなります。

特に「b 委員による評価を行わないもの」につきましては、事務局で機械的に採点した上で、委員の皆様にご報告をいたします。

こうして採点された点数は、審査項目ごとに平均点を出した後、合計して総得点を出し、総得点が最も高い提案を最優秀提案として選定をいたします。

選定基準につきましては以上でございます。

最後に、「資料5 千葉市科学館の管理に関する基本協定書（案）」をお願いいたします。

こちらは、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や、管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。

以上で、千葉市の科学館指定管理者選定関係資料の説明を終わります。

- 山口総務課長 説明は先程のもので基本的には以上ですが、1点、先程の全体の評価の審議でいただきましたご意見を踏まえまして、こちらで追記をさせていただければと思います。

「資料3 様式集（千葉市科学館 指定管理者 指定申請書類）」についての修正のご提案になります。提出書類の「1 指定申請書関係」の「2 指定申請の日に属する事業年度の前3事業年度における以下の計算書類等」のところで、「（5）附属明細書」まで記載させていただいているところですが、先程の伊藤委員のご意見をいただきましたところを踏まえまして、「適正な監査を受けたことを証する書類」を様式の中で1つ追記をさせていただければと思っており、その点も含めましてご議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

- 近藤会長 （6）として追加すればいいということですね。

- 伊藤委員 よろしいですか。私もちょうど申し上げようかと思っていたのだけでも、既に言われたので、よろしいかと思えます。

あと、（3）、（4）、（5）に「（作成している場合のみ）」という文章があるのですが、基本的には法令上作らなければいけないものなので、作成している場合のみということはない。こうなってしまうと、作っていませんということでも資料ないですと通過してしまうのです。ただ、これは会社法施行規則や会社計算規則というものに基づいて作成が義務づけられているので、作成していないのは法令違反です。ですから、これは「（作成している場合のみ）」を取るということで私はよろしいのではないかと考えております。

条文等も申し上げておいたほうが良いと思うのですが、附属明細書については、事業報告の附属明細書というのと、計算書類の附属明細書、2種類あります。事業報告は会社法施行規則第128条第1項で定められています。計算書類に係る附属明細書は会社計算規則第117条です。これは、どんな小さな会社であっても、会社法上一応作成が求められているかと思えます。

また、附属明細書は明確に分けたほうが良いと思えます。2種類ありますね、計算書類に係る附属明細書と事業報告です。昔は「事業報告書」と言っていたのですけれども、今は「事業報告」です。

まず、こうなると、追記した「（6）適正な監査を受けたことを証する書類」、

そこをクリアできる会社がどれくらいあるのか、今までとは入口の幅が狭まってしまうかと思いますが、当然これは条件として入れておいて、一番望ましいのは、会計監査人の監査報告書と監査役会の監査報告書、両方本当はあったほうがいいと思います。監査人がいない場合は、監査役の監査報告書、さらに言うと、監査役も要らない形態もあるのですが、そういう場合はどうすればいいのかというのが、少し心配といいますか。

- 近藤会長 監査役が要らないというのはどういうことになるのでしょうか。
- 伊藤委員 会社法上、機関設計というのがいろんなパターンがありまして、本当に取締役が何人かになって、監査してもらわないといけないという立てつけなのか分からないのですが、法令上はそれが認められていまして、そうすると誰が監査をするのか。そういう会社を拝見したことがないので分からないのですけれども。
- 近藤会長 少ないところだと思いますけれどもね。
- 伊藤委員 それをどういうふうに手当てするかというのが、もしそういう会社が手を挙げてきた場合どうするかというのが私も今のところはイメージがつかないのですけれども。(株)コングレは監査役がいる会社なのかも分からないので。
- 近藤会長 通常は会社としていろんなことをやったら監査を受けますよね。
- 伊藤委員 普通は監査役というのがいるのですけれども、今法令上は認められているのです、監査役もないという形態がですね。

例えば簡易な、よく我々がやるのですけれども、会社の決算書を調べて、監査の意見までは出せないのですけれども、大概のところは確認して、概ね問題ないのではないかという意見をもらうというような、そういう方法もあるのですけれども、何というか、合意された手続きとって限定した手続きだけです、問題ないということだけでも。監査はもう決算書全体が適正だという表明をしなくちゃいけないので、ものすごく大変です。そこまでをさせるのは負担だと思いますから、代わる方法としてそういうようなこともあり得ますけれども。

- 近藤会長 取り敢えず、事務局が提案した修正案でよろしいですか。
- 伊藤委員 そうですね、今はよろしいのではないかと思います。あとは運用のところを、さっきの(6)のところ、ケースによってどのようにするかというのはまた実務上考えておく必要があるかもしれないですね。
- 近藤会長 それでは、この訂正でよろしいですか。「(5) 附属明細書」も2つに分けたのですよね。
- 伊藤委員 そうですね、2種類あります。
- 近藤会長 2種類あるので、計算書類のものと事業報告に関する、そこを2つに分けているということですね。

この形で審査をするということですね。分かりました。

これを基に応募をしてきたところに関して、応募者のヒアリングについて確認ですが、審査に当たっては、提出された提案書を審査することが原則であり、応募者に確認が必要な事項については、事務局経由で照会することとして、それでもどうしても必要だというような場合に限って、応募者を本委員会に呼んでヒアリングをするということでもいいですか。それとも、前回のようにヒアリングします

か。

- 宮野委員 複数あった場合のみですか。
- 近藤会長 いえ、1者でもです。
- 宮野委員 直接聞けますけれどもね。
- 近藤会長 その話を聞いたほうがいいのか。複数あった場合もですが、1者の場合であったとしてもした方がいいのか。それに関して何かありますか。
- 宮野委員 こういうコロナ禍のことも来年も続くでしょうから、どのような経営あるいは管理を考えていらっしゃるのか、その点については、ヒアリングさせていただいたほうが慎重でいいのかなと。
- 伊藤委員 なかなか書面だけとかでは確認できないものというのはやっぱりありますので、対面というのは非常に重要だと思いますので。
- 近藤会長 それでは、応募者のヒアリングについては、ヒアリングをするという形でもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 近藤会長 応募者がもし1団体だった場合の採点方法について、確認ですが、委員の皆様は負担は重くなりますけれども、複数の応募者があった場合と同様、同じようにヒアリングをし、提案書の内容が適正であるか等を審査する、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 近藤会長 それでは、応募者が1団体だった場合の採点方法については、複数の応募があった場合と同様に採点し、失格となる項目がない場合は指定管理候補者として適正であることとします。

ほかには何かありますか。

- 伊藤委員 募集要項の14ページ、上から9行目に(シ)とあるのですけれども、(ソ)ではないかなと。それと、「資料2 千葉県科学館指定管理者管理運営の基準」の4ページ、下から14行目から15行目にオ、キ、クになっているのが、カが抜けている。

続いて、「資料3 様式集(千葉県科学館 指定管理者 指定申請書類)」ですけれども、こちらの裏面になりますけれども、「【事業協同組合等の場合】」の番号が、上からの連番でいくと12ではなくて15なのかなと。通し番号になっているので、多分、次も12となっているけれども、15、16ではないかと、これは形式的な話です。

あと幾つかありまして、「資料5 千葉県科学館の管理に関する基本協定書(案)」に「第17条(再委託等)」というのがあるのですけれども、再委託先を選定する際の条件として、例えば2社以上の業者から見積書入手して検討するというような、何か条件は付けないのでしょうか。多分これを見ると、特段見積りを取らず1社随契というようなことも出来るように取れるのですが、再委託であっても最少のコストで最大の効果を得るためにはやはりそういう見積りを取って低いほうの価格で委託するという、そういう工夫も必要ではないのかなと感じております。今のところ多分1社にてできてしまうようには思います。これは

何か違う手だてがあるということであればそれでも結構ですけれども、現状の17条を見る限りでは、そういった再委託先を選定する際の見積りの取り方等についてはあまり明記されていないような気がしております。

続いて「第38条（費用負担の確認）」というのがあるのですが、この第2項のところで、前条第4項の規定により、甲がその費用を負担して個別修繕を行った結果、当該修繕に要した費用が100万円以内だったときは、甲は当該費用を乙に求償することができるとなっています。甲は市ですし、乙はその今回で言えば共同体ですけれども、100万未満の個別修繕だった場合は、それを市が修繕して、その実費を乙に求償することができるとなっています。いわゆる「できる規定」なのでしてもしなくてもいいのですが、これをどういうケースについては求償しないかという具体的な基準があるかどうかを知りたいところですね。結局、「できる規定」だとしたりしなかったりということで画一性がないという感じもしますし、1件当たり100万円以内ということであれば、極端な話、10件100万の工事を全部市がそれを負担してしまったら意味がないと思いますので、ここは少し検討の余地があるかなと感じております。

最後、「第41条（使用料等の納付）」ですけれども、ここも文章が読み切れなかったのですが、簡単に言うと、「乙は」と始まって、「乙に支払うものとする」と最後読めるのですが、乙が自分に払うという文脈に読めてしまって、どういうことを言っているのかが分からなかったです。使用料を甲に前納し、又は利用料金を指定管理者としての乙に支払うということなので、乙は乙に支払うという理解でよろしいのか。

- 土肥生涯学習振興課課長補佐 第41条ですけれども、この規定が科学館に直接当てはまるかどうかは別として、例えば生涯学習センターのような施設で、通常利用料金を取りますというところの部屋を、ここで言う乙が指定管理事業でなく自主事業でその部屋を使いますので、そこの部屋の提供は基本的に指定管理事業の枠組みになっていますといった場合は、乙が自主事業でそこの部屋を使った使用料は指定管理者に対して払うという形になるので、指定管理者である乙に支払う。または、利用料金でなく使用料であれば市に払うという形になると思いますけれども、そういった内容になります。なので、いわゆる指定管理の枠組みとしての乙と自主事業である乙が別の人格といますか、そういう形になりますので、そこでの会計処理上のお話といますか、そういった規定になるかと思えます。

- 伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

私は以上です。

- 宮野委員 この募集要項のとき提出しなければならない、そういう書類の中身として、こういう、今回は普通にできるものとしてやっていたときにコロナのことが始まったというようなことでありましたけれども、今はもうコロナ社会のようになっているということで募集をかけるのか、それとも、これは今までどおりの募集だと思うのですが、それで提案していただくのか。これはどうなのでしょう。今こういう状況だと、どちらかというと、例えば、今の指定管理者がいろいろ書いているのは、ほとんどコロナ禍のできたこと、できないことみたいな形



で提出をいただいているわけですが、その中でできたことを基準として提案をしていただくというのがよいと思われるのか、それとも、両方出していただくのか、またどんな形で提案書を出していただくのか。何かそこにコロナというコの字の一つも書いていないようですが、それをどのように考えて提案していただいたらいいのかなど、私が提案者だったら思ってしまうかなど心配をしてしまうと思うのですが、その辺はどのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

- 近藤会長　今回のこの指定管理の募集要項を見たときに、前回に受け取ったものと内容的に同じだったのです。要するに、それまではコロナとかそういうことを関係なく、全部募集要項、要するに入館数なりなんなり目標値というものに関しては、そういうものを考えなくて自分たちでこの人数でというような形のものを書類として作って提出するわけですよ。ですけれども、果たしてこれから先、またこのような状況がずっと続くのかどうかもまだ分かりませんが、その中において複数年の目標値に向かって提案をしていただくところで、数値的に最初からその数値が何にもないときの数値のまま私たちが判断するというのは、それでいいのという感じですね。

だから、選定の基準というようなものを有事のときはこの数字で、そうではないときはこの数字でと、それを先ほどおっしゃったのは、コロナがこれで収まったときには、もともとの数字にどういう形で移行していくのかというような形のものでなければ、最初から何にもないときの数字のまま私たちが選定していいものかどうか、それに関してはとても疑問に思って、今回送られてきたこの資料を見たときに、これ前のものと一緒だなと思って、その辺りが選定していいのかどうか分からなかったですけれども、そういうことですよ。

- 宮野委員　そうですね。その辺りのお考えなどお聞かせいただければと思います。

- 石田生涯学習振興課統括管理主事　今ご指摘いただいたとおり、今回の募集要項は、前回のものに倣うということでやっておりまして、コロナについては触れていません。ただ、コロナなのか、ウイルス感染症なのか、これからまた有事が起こるとか、今コロナがこういうような状況になっていますが、先行きが見えないという状況で、我々も判断しづらいところがありました。そして、もし入れるのであれば、コロナの感染症対策について、事業の内容というよりも危機管理の部分ですね、これからどのようにしていけばよいかというのを提案してもらわないといけない、本日ご意見いただければ、それを反映していこうかと考えておりました。

今、もう一つその先に進んで、今の事業内容として教育普及とかそういう人数的なことを勘案して、コロナの場合までは読み切れなかったもので、そういう二重のことを想定して入れたほうがいいのか、それとももうコロナといった、こういう感染拡大を前提に、数値について検討したほうがいいのか。確かに40万人というのが違うのかもしれないというのはあるのですが、これからどうなるか読めないと。我々も考えているのは、例えば小学校が100%の来館を目標としていますが、これは無理なので、科学館から学校に行ったというのも一つ小学校ときちんとやり取りをしているということで、それを含めての数値にしていくことがい

いのかなという、そういうことで我々も考えています。ですので、どこまで入れていいのかというので、ご意見いただけるとありがたいのですが。

- 近藤会長　ただ、その辺りのことについて特に説明もなく、これで議論してくださいと言われると、逆に私たちが出した結論がそのまま募集要項になってしまうわけですね。
- 宮野委員　今おっしゃっていただきましたことというのを、部分的にもし入れるとすれば、「資料2　千葉市科学館指定管理者管理運営の基準（案）」の7ページの「（5）緊急時対応業務」のところか、「資料1　千葉市科学館指定管理者募集要項（案）」の19ページの「（2）審査基準」の「3　施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。」の「2　リスク管理及び緊急時の対応」のところ、こういうところに具体的に書くのかなと。しかし、経費の問題もあるのではないかなと思った。でも、金額については、先ほど事務局から説明がありましたね。これでやってくれということは出されるわけですから、これでやればいいということは1つ分かったのですが、それでは、どのようにやるのだろう。きぼ一でクラスターが発生したらどうするのだろう。どのようにやるとか、そういうことをもう少し書いて、指定管理者に提案させるということが必要ではないかなと思いました。科学館の中でクラスターが起きたらどうするのというようなことも、危機管理として書いておいてくださいとか、何か具体的に書いて、指示したほうがいかもしれないかなと思いました。
- 近藤会長　基本的にそのきぼ一るの建物は、科学館だけではないわけですね。今は区役所も入ってしまっていますし。
- 〔「一般の会社も入ってます」と呼ぶ者あり〕
- 近藤会長　一般の会社も入っていますよね。だからそちらでそういうことが出てきたときには、完全に閉鎖をすとかそういうことになれば、またいろんなところが変わってきてしまうのではないかなと思うのですが。
- 宮野委員　多分、それは市から提案書を書くときに指示してあげないと、書けないのではないかな。クラスターが出てから考えるのではなく、やはりクラスターも考えられることの中に1つありますから、クラスターが起きたときは市としてはこうやってもらうぞと、このように0になるのであれば、人は来られないぞ、収入も減るぞみたいな、そういうことが起きてくるわけですから、それを見込んでいただいて予算を書いてもらわないといけませんよね。
- 近藤会長　あの建物自体が科学館だけではないので。だから、それに関してのこととかもよく分かっているいただかないと、何についても書けないと思います。
- これだけやるよというだけの募集要項の書類だけでよければ書けるかもしれないですけども、1年だけで終わるというわけではなく、数年のことになるのですから。
- 宮野委員　安全なのは、今の状態で書いていただき、よくなればそれプラス、プラス、プラスでいってもらおうというような書きぶりをしてもらったほうがいいのではないのでしょうか。そういうときはどうですか。
- 佐々木生涯学習部長　複数の委員の皆様からコロナのことが今考慮されていない

ということと、数値目標につきましては先ほど申し上げましたように40万人、97%、100%と我々としては設定をさせていただきました。この中で、本当にコロナがどのように収束するのか、あるいは我々の予想に反して収束しないで毎年毎年このような状況になるか、全く今の段階では読めません。読めない中で、目標人数を例えば40万人の7割にしようか、8割にしようか、これの基準も全く我々としては読めない状況なので、この数値目標につきましては、私らが申し上げたこの40万人、97%、100%とやはりさせていただきたい。ただ、コロナ禍の中でこういった事業者の中で工夫をして、実際に科学館に行かなくてもこういった魅力的な講座、先ほどオンライン講座もありますけれども、そういったものができるのかどうか、そういったところを、事業者を選定するに当たっての判断にすべきなのかなと思っております。実際、その判断につきましては、そういった形にさせていただき、もちろんこの向こう5年間でありますけれども、各年度の実績によりまして、今回は例えば人数は来なかったけれども、こういったそれに代わる出張の授業だとか、オンラインも含めてその年度評価をする段階で、今回の最終年度の評価のところでは本来であればDかEなんだけれどもCとさせていただきましてけれども、そのような形でやはり毎年度、委員の皆様のご意見をいただいた上で評価をしていただくというような形、しかないと言っては語弊がありますが、そういった形のほうがよろしいのかなと思っております。

この40万人も、昨年度に比べれば倍以上のものでありますので、本来であれば数値目標は明確に掲げたほうがよろしいのですけれども、この部分を大体40万人の7掛け、8掛けという形、どこを基準にということが非常に難しいものですので、我々も前回と同様と言っては語弊がありますが、同じようにさせていただいたというところでございます。

これは非常に委員の皆様おっしゃるとおりでございまして、このコロナ禍の時代にあつてこういったスペースを持っている施設というのは、どこもある程度目標人数というのは設定いたします。ただ、今後、コロナ禍がどのようになっていくか分からないので、ある程度の評価の基準というものが、単に目標人数をクリアしたから、していないからという形での一つの指標は、それだけではなくなると。ある程度複合的といいますか、館に来なくてもいいような、そういったソフトの面などが評価の対象になっていく、そういった時代に我々は突入していくのだなと思っております。答えになっているかどうか、ご納得いただけないところがあるとは思いますが、事務局としてそのように考えたというところでございます。

- 宮野委員     ありがとうございます。今事務局が私たちに説明いただいたようなことを活字にしてどこかに書いておくということができたらいいな、伝わるなと思いました。
- 近藤会長     特段の説明もなく、この資料だけで評価してくださいということになると、私たちも何を基準に審査すればいいか分からないのですが。
- 佐々木生涯学習部長     そのものにつきましては、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、書き方も含めてちょっと工夫をさせていただければと思っております。

す。

- 中野委員　　今の話のところというのは、採点の、資料4の採点基準の10ページの「4 施設の効用を最大限発揮するものであること。」の「(12) 成果指標の数値目標達成の考え方」が配点5点ですけれども、ここが結局コロナで読めないで、正直、私としては幾つか事業者から出てきたとしてもあまり参考にはならないかなと思いますし、選定に大きな影響を与えるところではないかなとは思っています。それ以外のところでどういう工夫があるかというところで事業者ごとに差が出てくるかなと思いますから、今回は先ほどヒアリングするという話もありましたから、そこはもし幾つか出てきた場合は直接聞いて、こちらで判断するという事もできるのかなと思いますので、選定基準というか、要項自体は特段そんなに大きく変更する必要はないのかなと思います。
- 宮野委員　　本日、この報告の中でも緊急時対応業務といったところに、提案する者がそういう部分がちゃんと書かれているかどうか、それが書けるような導きをしていただけるようにされたらいいかなと。
- 中野委員　　そうですね。同じ採点基準のところの9ページ、書くとしたら「3施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。」になるでしょうか、リスク管理及び緊急時の対応という、配点5点となっていますけれども、ここの部分にコロナのことも書いてもらえればいいような記載をどこかに入れておくとかすれば、事業者としてもここにその対応策というのを書けばいいのかなという事は分かりますから、そのぐらいの追記で足りるかなとは私は思います。
- 宮野委員　　そうですね。やはり複合施設だということの認識もあるかどうかという、こういうことも大切だと思うので、そこの「(2) リスク管理及び緊急時の対応」の書きぶりを複数応募されてきたときには私たちは見ることができればいいと思われま。
- 佐々木生涯学習部長　　ただいま委員の皆様からいただいた意見、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、その部分について書き方工夫、検討いたします。ありがとうございます。
- 山口総務課長　　先ほど伊藤委員からいただいた基本協定書(案)についての最初にご指摘いただいた2か所についてです。「資料5 千葉県科学館の管理に関する基本協定書(案)」の「第17条(再委託等)」になります。6項として、今見積り合わせといったことが必要ではないかのご意見いただきまして、確かにおっしゃるとおりだと思います。今、市が契約行為を行うときは、10万円未満であれば1社でもいいということになっておりますので、そこは同じ基準といったところで10万円を超える場合には複数の事業者から見積りを徴しというのをこの6項への追記を考えさせていただければと思います。  
　　続きまして、「第38条(費用負担の確認)」の第2項のところになります。最後の部分の当該費用を乙に求償することができるという規定になっておりますが、「できる」だとどうなのかといったところのご意見もおっしゃるとおりかと思えます。第37条第5項のところ、基本100万円以内である場合は乙が修繕を実施するといったところでの規定を上に向けてあるところもございますので、こ

の第38条第2項のところの最後の部分は、「求償することができる」ではなく、「求償するものとする」に記載を変更させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 伊藤委員　　そうしますと、第37条第5項のただし書きはどうされますか。
- 近藤会長　　ただし、「甲が通知を受けたときに」という部分ですかね。通知を受けたときに反対の意思を示したときはこの限りではないと。
- 伊藤委員　　甲が負担する可能性もあって、第37条第5項と第38条第2項の関係は一律同じ方針になるような形がいいわけですか。
- 山口総務課長　　そうですね、ただ、第37条第5項の部分は、あまり想定しにくい部分はあるのですが、万が一そういったことが起きたときのために、やはり記載としては残しておきたい部分といったところはございます。
- 伊藤委員　　限りでないとなると、乙ではなく甲が負担することがあり得るということになってしまうので。多分、そういう書きぶりになっていたの、第38条第2項は何かこういうような言い方になってしまっているのかなと思ったのですが。あやふやというか、ここの関係がよく分からないですよ。
- 山口総務課長　　そこは協議が整って修繕したものといったところがはっきり分かるようにはしておいたほうがいいかなと思いますので、第37条第5項のただし書きはあくまでも残した上で、そこと相反するような記載にならないような形で、基本は乙が修繕するという規定に文言を少し工夫して、またご確認いただければと思います。
- 伊藤委員　　分かりました。
- 中野委員　　でも、100万円以下の場合原則乙が修繕するという立てつけですよ。それで協議をして、甲が修繕する場合があって、100万円以下の場合、それは求償できますよという、そういう立てつけに今なっているというところで、第37条第5項を見ると、原則、乙が修繕するというようになっているので、修正としては、先ほど話があったように求償するという形にして、例外的に第37条第5項のただし書きというのは、ほぼないと思いますけれども、修繕自体をやめてくださいと市が言う可能性もあるわけですから、これは一応残しておいてもいいのかなとは思いますが。だから、第38条第2項を求償するという形の修正でいいのかなと思います。
- 近藤会長　　では第37条第5項はこのままの形で、第38条第2項の最後の部分を、「求償するものとする」と修正することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 近藤会長　　それでは、そのようにお願いいたします。  
そのほかはございますか。

〔発言する者なし〕

- 近藤会長　　それでは、本委員会で決定した募集要項の修正につきましては、事務局に一任して大きな問題がないことを本委員会として確認いたします。

それでは、次のその他ですが、何かございますか。特にはないでしょうか。

〔発言する者なし〕

○近藤会長 私からの質問ですが、今後の予定について、事務局から何かありますか。お願いいたします。

○山口総務課長 皆様、今日は本当にありがとうございました。

今後の予定についてご説明をさせていただきます。第2回の会議につきましては、来月8月4日（水）の午後2時からの開催を予定しております。第2回の会議につきましては、千葉県生涯学習センター及び公民館の指定管理者の施設管理に係る年度評価についてご審議いただく予定でございます。

また、その後、10月に第3回の会議を予定しております。第3回では、本日議題（3）で説明させていただきました千葉県科学館の指定管理予定候補者の選定につきましてご審議いただく予定でございます。

第3回の詳細な日程につきましては、事務局において調整させていただきました上で決定をしたいと存じます。

以上でございます。

○近藤会長 そのほか、委員の皆さんからご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤会長 では、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○司会 長時間にわたるご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回千葉県教育委員会指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。

委員の皆様、今日はありがとうございました。

問合せ先 千葉県教育委員会事務局教育総務部総務課

TEL 043(245)5903

FAX 043(245)5990